

五監委第 45 号  
平成29年3月17日

五所川原市議会議長 磯辺 勇司 様  
五所川原市長 平山 誠敏 様

五所川原市監査委員 山本 將雄  
五所川原市監査委員 稲葉 好彦

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度実施した定期監査の結果は次のとおりでしたので、同条第9項の規定に基づき提出します。

なお、この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

## 監査結果報告

### 第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項による監査）

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部局等について、平成27年度から28年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

・総務部 総務課、秘書課、人事課、管財課

### 第3 監査の期間

平成28年10月3日から平成28年10月18日まで

### 第4 監査を実施した監査委員

山本 将雄 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員により事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正にかつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

#### 1 各課の共通事項

①歳入調書――全般

②歳出調書――報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金、貸付金、補償補填及び賠償金、償還利子及び割引料、投資及び出資金、積立金、寄附金、公課費、拠出金

③委託契約の状況（契約額が1件につき50万円以上）

④現金（金券）取扱いの内容状況

⑤納入通知書

⑥公金以外の通帳及び出納簿

⑦旅行命令簿

⑧復命書

### 第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りである口頭指摘事項がありましたが、これらの指摘事項以外のものについての事務処理は、概ね良好と認めました。なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

## 監査結果報告

### 第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部局等について、平成27年度から28年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

- ・ 財政部 財政課、企画課、税務課、収納課

### 第3 監査の期間

平成28年11月1日から平成28年11月16日まで

### 第4 監査を実施した監査委員

山本 将雄 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員により事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正にかつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

#### 1 各課の共通事項

①歳入調書――全般

②歳出調書――報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金、貸付金、補償補填及び賠償金、償還利子及び割引料、投資及び出資金、積立金、寄附金、公課費、拠出金

③委託契約の状況（契約額が1件につき50万円以上）

④現金（金券）取扱いの内容状況

⑤納入通知書

⑥公金以外の通帳及び出納簿

⑦旅行命令簿

⑧復命書

### 第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りである口頭指摘事項がありましたが、これらの指摘事項以外のものについての事務処理は、概ね良好と認めました。なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

## 監査結果報告

### 第1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部局等について、平成27年度から28年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

・議会事務局

### 第3 監査の期間

平成29年1月4日から平成29年1月13日まで

### 第4 監査を実施した監査委員

山本 将雄 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員により事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正にかつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

#### 1 各課の共通事項

①歳入調書――全般

②歳出調書――報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金、貸付金、補償補填及び賠償金、償還利子及び割引料、投資及び出資金、積立金、寄附金、公課費、拠出金

③委託契約の状況（契約額が1件につき50万円以上）

④現金（金券）取扱いの内容状況

⑤納入通知書

⑥公金以外の通帳及び出納簿

⑦旅行命令簿

⑧復命書

### 第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りである口頭指摘事項がありましたが、これらの指摘事項以外のものについての事務処理は、概ね良好と認めました。なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。